

災害時における飲料水の供給に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）とアクアクララ株式会社（以下「乙」という。）は、浦安市域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う災害応急対策の円滑な遂行に資するため、乙が生産・管理する飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（飲料水供給の要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が飲料水等を調達する必要があると認める際に、甲は乙へ飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は飲料水等の供給要請書（別記様式1）の提出をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により当該要請を行うことができるものとし、後日、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条により要請を受けたときは、可能な範囲で飲料水等の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、飲料水等の供給を実施した際は、その供給状況について、供給終了後、速やかに供給完了通知書（別記様式2）により甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の要請に基づき乙が提供した飲料水等の代価は、甲の負担とする。

2 本条に基づく費用の額は、災害発生の直前における販売価格とする。

3 飲料水等の供給に際して発生した代価は、供給完了通知書（別記様式2）を基に算出し、乙が甲に請求できるものとする。その際の支払先は、乙の指定した銀行口座（振込手数料甲負担）へ支払うものとする。

（引渡し等）

第5条 飲料水等の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は乙が行うものとする。但し、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。

2 飲料水等の引渡しは、甲、乙双方の職員の立会いの下で行うものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定の実施に関する甲の連絡先は、浦安市防災課とし、乙の連絡先はアクアクララ株式会社 経営戦略室とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月2日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎秀樹

乙 東京都品川区西五反田二丁目27番3号
A-PLACE 五反田 2階
アクアクララ株式会社
代表取締役社長 赤津裕次郎